平成２９年（フ）第１４号
熊本県人吉市蟹作町122番地２
債務者　田畑　暁子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第３１号
長崎県南島原市西有家町見岳775番地、旧住所広島県広島市中区南竹屋町６番５－402号
債務者　梶原　俊朗
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
愛知県豊橋市大崎町字北辻火当25番地４（203）
債務者　中木　和美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第６０号
愛知県豊橋市山田二番町93－15　ヴィラヒルズ101、住民票上の住所愛知県豊橋市中野町字平北１番地の８（105）
債務者　冨松　茂樹
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７６号
愛知県豊橋市多米中町３丁目１番地１（４－210）
債務者　堀　佳代子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２６号
岡山市東区可知４丁目４番Ｍ－401号
債務者　横山　浩一
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７号
岡山市東区可知４丁目４番Ｍ－401号
債務者　横山真智子（旧姓石本・三宅）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２号
岡山市中区浜１丁目22番12号シスターグリーンマンション202
債務者　柴田千賀子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１号
大分県速見郡日出町大字川崎5815番地11
債務者　吉村　明美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
沖縄県石垣市字新川205番地
債務者　嵩本美代子（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月７日午前11時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第１０７４号
横浜市港北区綱島台11番32号　綱島ヒルズ102
債務者　今井　雅之
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８５号
神奈川県大和市上和田1823番地17　ファーム由松405号
債務者　土屋　清一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０６号
神奈川県藤沢市みその台４番３－306号
債務者　清水　琴絵
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７６号
東京都青梅市河辺町４丁目14番地の８プチエレガンス河辺201
債務者　赤池　美紀
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１３号
東京都東大和市中央２丁目834番地の１ｉｓｍｌ103
債務者　川島　　謙
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部